

新潟市令和6年能登半島地震義援金配分委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和6年能登半島地震による市内被災者に対し、お見舞として寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分するため、新潟市地域防災計画に基づき、新潟市令和6年能登半島地震義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

(配分委員会の構成等)

第2条 配分委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(配分委員会の所掌事務)

第3条 配分委員会は、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分時期
- (4) 配分方法
- (5) その他必要な事項について

(委員会の招集)

第4条 委員長は必要の都度、委員会を招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

(配分委員会の事務局)

第5条 配分委員会の事務局を新潟市財務部財務企画課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、配分委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から適用し、義援金の配分が完了し次第廃止するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用し、義援金の配分が完了し次第廃止するものとする。

別 表

新潟市令和6年能登半島地震義援金配分委員会名簿

委 員	区 分
新潟市統括政策監	副委員長
新潟市市民生活部長	
新潟市福祉部長	
新潟市財務部長	委員長
新潟市南区長（新潟市区長会議議長）	
新潟市社会福祉協議会事務局長	